

健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届

(終了の場合)

【手続概要】

この届出は、育児休業中の保険料免除を受けている被保険者が、育児休業終了予定日前に育児休業を終了した場合に事業主が行うものです。

【留意事項】

終了予定年月日前に育児休業を終了することとなる場合は、主に以下の場
合です。

- ① 当初の予定より早く復職する場合
- ② 被保険者が産前産後休暇を取得する場合
- ③ 養育している子が死亡した場合

【添付書類】

不要

【提出先】

郵送で事務センター(事業所の所在地を管轄する年金事務所)

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参